

(仮訳)

国際ケーブル保護委員会

2020年4月3日

**ICPCはインターネットの接続性および重要な通信を守るために
新型コロナウイルスのパンデミックの中でも
海底ケーブルの敷設や修理を円滑かつ迅速に行えるように各国政府や産業界に要請**

国際ケーブル保護委員会 (ICPC) は、重要性をさらに増しているブロードバンドインターネットの接続性やその接続性に依存しているガバナンス、健康、教育、商取引等の活動を守るため、新型コロナウイルス (以下 COVID-19) のパンデミックの中でも海底光ケーブルの敷設、運用、修理を円滑かつ迅速に行えるよう、各国政府や産業界に要請します。

海底ケーブルはインターネットにとって必要不可欠なインフラ パンデミックが始まる前から、世界のインターネット、音声、データ通信のおよそ 99% は (衛星ではなく) 海底ケーブルによって疎通されてきました。これには携帯網を支えるバックホール部分やクレジットカードや電子決済のためのデータも含まれています。そのため、各国政府は海底ケーブルを重要かつ必要不可欠なインフラと位置付けてきています。

パンデミックの中でも敷設や修理を続けることは死活的に重要 各国政府、産業界、教育機関、個人、家族にとって、感染予防のためオンラインでの業務遂行をサポートするために、海底ケーブルの重要性はさらに増しています。例えば、次のような項目です。

- ・ COVID-19 に関する政策や公衆衛生情報の発信
- ・ 産業界や政府機関の従業員のテレワークやオンライン会議、特にビデオ会議
- ・ 生活必需品、薬品、重要な物資の電子商取引やネット購入
- ・ COVID-19 やその他の健康問題に関する遠隔治療
- ・ 学校や大学が閉鎖されている期間の遠隔教育
- ・ 家族や友人たちとの音声、映像、写真、メッセージによるコミュニケーション
- ・ 自宅待機、自主隔離によるストレス解消のためのエンターテインメント

ICPC では 2019 年 11 月以降、地域によって差はあるものの、インターネットトラフィックは 25% から 50% 増加しており、更に伸びるものと推測しています。現存しているケーブルの修理 (船舶の錨や魚網により損傷されることが多い) や新ケーブルの建設はインターネットトラフィックの大幅な増大に応え、通信サービスの断絶や劣化、スピードの低下を防ぐために必要なものです。このようなサービスの低下は政府、医療、教育、通商等の活動に悪影響を与えかねません。

国境を越えた運用の継続の必要性 海底ケーブルの敷設や修理にあたっては、ケーブルの製造だけでなく、高度な技術で敷設や修理を行うにあたり、人、機材、ケーブル船、調査船、ガードやサポートにあたる船が国境や国際法上の海域を越えて往来し寄港することが必要となります。また、世界中のほとんどの場合、海底ケーブルの敷設や保守は外国籍の敷設船や調査船に依拠しており、そこでは多国籍の熟練船員が働いています。

特別の配慮を推奨 各国政府や産業界はそのため、国内また国際海事機構の業界標準に基づき、公衆衛生を維持しながら海底ケーブルの敷設や修理を円滑に進めるために下記の項目を実施することが望まれます。

一般的な事項

- ・ 海底ケーブル業界の人員が理由なく上陸や乗船が制限されたり拘留されたりすることのないように必要に応じ信任状を発行し、上陸、乗船を認めること
- ・ 海底ケーブルの製造、敷設および修理とそれに関連する船舶の活動は、もっとも厳格な屋内退避命令、国境および港湾統制の中であっても操業することが認められた必要不可欠の経済活動と規定すること
- ・ 海底ケーブル業界の人員については国籍に関係なく、また、製造、船員、船上技術者、港湾担当者も含め、それに従事し、移動することが認められた必要不可欠な従業員であることを認めること
- ・ 通常時ならば制限のない通信機器、保守機材、修理機器、保税倉庫に保管されている機材について、輸入、輸送、販売を許可すること
- ・ 新ケーブルの敷設および既存ケーブルの修理に関する免許、許可、一時的な免除等の措置を早めること
- ・ ケーブル保護のための法令の整備を継続し、ケーブル損壊およびコミュニケーションの断絶のリスクを最小限にすること

港湾や海域へのアクセス

- ・ 他国からのケーブル船や調査船、ガード/サポート船が港湾の停泊地に入ることを認め、船そのものについての検疫制限をかけないこと
- ・ 時間的に制約がある敷設や修理について、自国船に限るような制限を一時的に停止または緩和し、ケーブル船の船籍に関わらず行えるようにすること

船員の交替や海事要員のアクセスの円滑化

- ・ 船員や海事要員および技術者について出張や移動制限の適用除外とし、彼らが船と陸の間で出入りし、また、陸上をベースとした敷設、保守の作業に従事すること

- ・ 船員や海事要員が船員の交替や帰還のために、港で下船し、国内の空港等に移動することを認めること
- ・ ケーブル船に乗船、下船する船員や他の陸上ベースの業務に従事する人員について感染検査を行うこと
- ・ ケーブル船に上下船する船員や陸上作業に携わる人員について専用のトランジット用あるいは検疫のためのホテル、移動手段の利用を促進すること

健康の確保

- ・ 可能な限り港での検査や港湾当局への出頭を免除し、陸と船との間での感染リスクを最小限にすること
- ・ 船と港湾の間でやり取りされる行政上のまた業務上の文書について電子的記録を使うことを推進し、紙でのやり取りや対面でのやり取りをすることによる感染リスクを下げること
- ・ 従業員に感染リスクを下げるための情報を提供すること
- ・ 製造施設、港湾、ケーブル船において COVID-19 の感染を最小限にするため、検査やその他公衆衛生リソースに迅速に対応できるようにすること
- ・ 乗組員が乗船する前に COVID-19 に感染していないことを確かめるために主要な港における宿泊施設の使用をサポートすること
- ・ 高級船員や乗組員とやり取りのある水先案内人や通関代理店等にマスクや手袋などの資材を提供、モニターし、COVID-19 の兆候が見られるときには必要に応じて隔離すること
- ・ これらの従業員に関しては健康状態の定期的なレポートにより、感染の可能性についてなるべく早く把握すること
- ・ 医学的な危機においては陸上の設備において緊急治療を受けられるようにすること

タンペレ条約の原則の重要性 上記の推奨措置に鑑みるにあたり、ICPCは各国に「災害軽減及び救援活動への情報通信資源の供与に関するタンペレ条約（災害時における通信の利用に関する国際条約）」の規定を認識して甘受するよう要請します。これは、パンデミックも含めた災害時において緊急サービスを提供する人の自由とアクセスを確保することを定めた多国間条約です。タンペレ条約は各国政府に対し、災害の被害最小化と復旧のために通信手段を使用するための規制障壁を減少あるいは撤廃するよう要請し、その中には、通信機器を運用する人あるいはその効率的な使用に欠かせない人の移動を制限する規制も含まれています。

ICPCについて 国際ケーブル保護委員会は1958年に創立され、その主たる目的は国際海底ケーブルの人為的な損傷や自然災害による損傷から守るための措置を推進することで

す。ICPC は海底ケーブルに関する技術的、法的、また環境問題に関する意見交換のためのフォーラムを提供し、60 か国以上から 180 を超えるメンバーが参加しています。参加者にはケーブル・オペレータ、ケーブル・オーナー、製造業者、(ケーブル船運航者、海洋調査会社等) 海底ケーブル関連サービス提供者、政府が含まれています。

ICPC の COVID-19 に対する対応についてより詳細な情報が必要な場合は以下まで。

Keith Schofield, General Manager 事務局長

+44 7836 249376

general.manager@iscpc.org

Kent Bressie, International Cable Law Adviser 国際ケーブル法顧問

+1 202 730 1337

kbressie@hwglaw.com